

安全管理者

衛生管理者

衛生管理者とは、常時使用する労働者数が50人以上の事業場では、業種を問わず必ず選任しなければならない資格者です。

	安全管理者	衛生管理者				
法令	法11 令3 則4～6	法12の2 則12の2 則12の4				
選任すべき事業場	常時50人以上の工業的業種の事業場 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業含）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	常時50人以上の事業場 労働者数によって選任すべき数が異なります 50人～200人・・・1人 201人～500人・・・2人 501人～1000人・・・3人 1001人～2000人・・・4人 2001人～3000人・・・5人 3001人以上・・・6人				
職務	(1) 労働者の危険又は健康障害防止措置 (2) 労働者の安全又は衛生のための教育 (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進措置 (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策	(1) 健康に異常がある者の発見及び措置 (2) 作業環境の衛生上の調査 (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善 (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備 (5) 衛生教育、健康相談、その他労働者の健康保持に必要な事項 (6) 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成 (7) 衛生日誌の記載等業務上の記録の整備等				
資格要件	1. 厚生労働大臣の定める研修を修了した者で、次のいずれかの要件を満足する者のうちから選任すること ①大学、高等専門学校における理科系の課程を卒業し、その後に2年以上産業安全の実務を経験した者 ②高等学校における理科系の課程を卒業し、その後に4年以上産業安全の実務を経験した者 ③その他厚生労働大臣が定める者 （理科系統以外の大学を卒業後4年以上、同高等学校を卒業後6年以上産業安全の実務を経験した者、7年以上産業安全の実務を経験した者等） 2. 労働安全コンサルタントの資格を有する者	<table border="1"> <tr> <td>農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業含）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業</td> <td>イ 第1種衛生管理者免許を有する者 ロ 衛生工学衛生管理者免許を有する者 ハ 医師、歯科医師 ニ 労働衛生コンサルタント等</td> </tr> <tr> <td>上記以外の業種</td> <td>イ 第1種衛生管理者免許を有する者 ロ 第2種衛生管理者免許を有する者 ハ 衛生工学衛生管理者免許を有する者 ニ 医師、歯科医師 ホ 労働衛生コンサルタント等</td> </tr> </table>	農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業含）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業	イ 第1種衛生管理者免許を有する者 ロ 衛生工学衛生管理者免許を有する者 ハ 医師、歯科医師 ニ 労働衛生コンサルタント等	上記以外の業種	イ 第1種衛生管理者免許を有する者 ロ 第2種衛生管理者免許を有する者 ハ 衛生工学衛生管理者免許を有する者 ニ 医師、歯科医師 ホ 労働衛生コンサルタント等
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業含）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業	イ 第1種衛生管理者免許を有する者 ロ 衛生工学衛生管理者免許を有する者 ハ 医師、歯科医師 ニ 労働衛生コンサルタント等					
上記以外の業種	イ 第1種衛生管理者免許を有する者 ロ 第2種衛生管理者免許を有する者 ハ 衛生工学衛生管理者免許を有する者 ニ 医師、歯科医師 ホ 労働衛生コンサルタント等					

安全管理者、衛生管理者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。

安全衛生推進者

衛生推進者

労働安全衛生法では、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、安全衛生に関する事項を担当させなければなりません（第12条の2、労働安全衛生規則第12条の2）。
どちらを選任するかは、次の業種区分によります。

	安全衛生推進者	衛生推進者
選任すべき事業場	常時10人以上50人未満の工業的業種の事業場 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業含） 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	その他の業種
職務	(1) 労働者の危険又は健康障害防止措置 (2) 労働者の安全又は衛生のための教育 (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進措置 (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策 (5) その他労働災害を防止するための必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	左記のうち労働衛生に関するもの
資格要件	1. 大学又は高専卒業後に1年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては衛生の実務。以下同じ）に従事した者 2. 高等学校又は中等教育学校卒業後に3年以上安全衛生の実務に従事した者 3. 5年以上安全衛生の実務に従事した者 4. 労働基準局長が定める講習を修了した者（安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習） 5. その他労働基準局長が上記の者と同等以上の能力を有すると認めるもの （安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者等）	

安全衛生推進者等の選任は、法第10条第1項各号の業務（衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければなりません。（安衛則第12条の3）

1. 安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
 2. その事業場に専属の者を選任すること。
- ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りでない。
労働基準監督署への報告義務は無いが、氏名を事業場の見やすい場所などに掲示し、労働者に周知しなければならない。
違反に関する罰則は規定されていない。（罰金を規定した労働安全衛生法 第120条に安全衛生推進者に関する文言はない）

新入者安全衛生教育

労働安全衛生法第59条に定められた「雇入れ時の安全衛生教育」

- 第59条** 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
 - 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

監督者安全衛生教育

労働安全衛生法第60条に基づく監督者安全衛生教育（職長教育）

- 第60条** 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
 - 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
 - 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。

リスクアセスメント実践講習会

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となっている。

このため、法令に規定される最低基準としての災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じることが求められている。

このような状況を踏まえ、労働安全衛生法等の一部を改正する法律が成立し、改正法においては、危険性又は有害性等の調査等の実施が事業者の努力義務とされたところである。

厚生労働省においては、本指針の周知徹底を図るとともに、指針に基づく措置の実施を促進し、労働災害の防止の徹底を図ることとしている。

1. 指針の目的

本指針は、労働安全衛生法第28条の2第1項の規定に基づく措置の基本的な考え方及び実施事項について定めたものであり、その適切かつ有効な実施を図ることにより、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的としている。

2. 具体的実施内容

- 1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- 2) 特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（リスク）の見積り
- 3) 見積もったリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（リスク低減措置）内容の検討
- 4) 優先度に対応したリスク低減措置の実施

粉じん教育

粉じん障害防止規則第22条第1項による特別の教育

- 第22条** 事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について特別の教育を行わなければならない。
- 一 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
 - 二 作業場の管理
 - 三 呼吸用保護具の使用の方法
 - 四 粉じんに係る疾病及び健康管理
 - 五 関係法令